

平成十九年九月十八日受領
答 弁 第 五 号

内閣衆質一六八第五号

平成十九年九月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土問題についての外相の発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土問題についての外相の発言に関する質問に対する答弁書

一、三及び五について

北方領土問題に関する政府の方針は、我が国固有の領土である択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島（以下「北方四島」という。）の帰属の問題を解決して我が国とロシア連邦との間で平和条約を締結するというものであり、御指摘の町村外務大臣の発言の趣旨は、かかる方針を踏まえたものである。

二について

お尋ねの「面積二等分論」については、一般的に確立した定義があるとは承知していないが、北方四島を面積で二等分すること等により北方領土問題を解決するという考え方を指すものと理解している。

四について

お尋ねの点を含め、平和条約の締結に関する交渉（以下「交渉」という。）の内容にかかわる事柄について明らかにすることは、今後の交渉に支障を来すおそれがあることから、外務省としてお答えすることは差し控えたい。